

大府市ネーミングライツ【自由提案型】募集要項

大府市では、市が保有する公共施設等を自主財源確保の観点から有効活用することを目的に、公共施設や行事等に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を募集しています。

平成 29 年度から実施している、施設を特定して募集する「提示型」に加えて、令和 3 年度に「自由提案型」での募集も開始しました。

《総括的事項》

1 対象施設等

（１）公共施設

市が所有する施設

※施設全体のほか、対象施設内の一部施設のみ（建物、グラウンド、道路の一部区間など）も対象とします。

※次の施設は対象としません。

- ・庁舎 : 市役所本庁舎、消防署、保健センター等
- ・学校施設 : 小中学校
- ・児童福祉施設 : 保育園、発達支援センター
- ・公営住宅 : 市営住宅
- ・愛称が付与されている施設

（２）行事

市が実施する行事等（行事、大会、講座等）

※個別に協議を要します。

2 応募について

ネーミングライツを希望する施設等の名称、愛称、期間及びネーミングライツ料等を明記して応募いただきます。詳細は 3 ページ「応募方法等」をご確認ください。

（１）募集期間

随時、提案を受け付けています。

（２）ネーミングライツ契約期間

①公共施設 原則として 3 年以上 10 年以下とします。

②行事 原則として当年度中とします。

ただし、複数年度に渡る契約も可能とします。

※ネーミングライツ期間の始期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議することとします。

3 ネーミングライツ料について

原則として、自由に設定してご提案いただくことができますが、施設等の規模により提案金額の目安を設定しています。具体的には事前相談時にお伝えします。

なお、最低提案金額は年額 10 万円とします。

《詳細事項》

1 ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

2 ネーミングライツ料以外の費用負担

施設、行事名称の標示（看板等）を愛称に変更することができます。この変更や新設に伴う経費、これらの愛称使用期間における維持修繕に要する経費及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費は、ネーミングライツ料とは別にパートナーに負担していただきます。

新規に愛称名を標示する場合については、協議を要します。

区 分	費 用	費用負担	備 考
公共施設	対象施設の敷地内外の看板の表示変更 契約期間終了後の原状回復	パートナー	通常予算内で対応可能な範囲は市が負担
行事	行事名を掲載した看板等の表示変更 契約期間終了後の原状回復	パートナー	
共通	印刷物や公式ウェブサイトの表示変更	大府市	印刷物は新規作成分を対象

3 応募資格

本市のパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できるものとします。ただし、次の事項に該当する法人は応募することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 消費者金融に関するもの
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引に関するもの
- (4) 法令等に定めのない医療類似行為に関するもの
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中のもの
- (6) 各種法令等に違反しているもの
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (8) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしているもの
- (9) たばこ、ギャンブル、占い、運勢判断等に関するもの
- (10) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (11) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反しているもの
- (12) 本市から指名停止の措置その他不利益処分を受けているもの
- (13) 本市の市税等の公租公課を滞納しているもの
- (14) 法令等に基づく必要な許可等を受けていないもの
- (15) 興信所、探偵事務所等に関するもの
- (16) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有するもの
- (17) 大府市有料広告掲載基準第 6 条に規定する内容の広告掲載を行うもの
- (18) その他、本市のパートナーとして不適当と認められる法人

4 パートナーのメリット等

- (1) 施設、行事に愛称を付けることができます。市の広報紙やウェブサイト等における施設、行事名称の記載には、原則として愛称を使用します。

なお、愛称とともに市が定めている施設、行事名称を併記する場合があります。

- (2) パートナーのウェブサイト等でパートナーであることを広報することができます。
- (3) 各種大会の企画や協賛、地域貢献活動の実施やイベントの企画等、ネーミングライツを活用した提案をすることができます（内容は協議を要します。）。
- (4) パートナーは、当該施設、行事のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

※愛称は、施設、行事の一般的な呼称として使用するもので、市が条例等で定める正式名称を変更するものではありません。

5 命名権の範囲

- (1) パートナーは、敷地内に既に設置されている看板を、愛称を付したものに表示変更することができます。

※ 敷地内に新たに設置する場合について

壁面利用広告物、壁面突出広告物、広告塔、広告版が設置できます。許可基準については、愛知県屋外広告物条例に定める許可地域区分の基準を準用します。

- (2) 施設、行事のスポンサーであることをパートナーが発行する出版物や自社のウェブサイト等で広報することができます。
- (3) 市の広報紙やウェブサイト等における施設、行事名は原則として愛称を使用します。

6 応募方法等

(1) 募集期間

随時

※ 申込みの受理後、大府市有料広告掲載等審査委員会による審査を行い、優先交渉権者を選定します。

(2) 応募先

大府市企画政策部財務政策課 大府市中央町五丁目 70 番地 （電話：0562-45-6252（直通））

(3) 応募方法

応募前に、必ず事前相談をしてください。

上記応募先まで下記書類をご持参ください。

なお、提出部数は原本 1 部、副本 2 部とします。

※ 副本は、原本の写しで差支えありません。

ア ネーミングライツ申込書

イ 会社概要及び直近 3 箇年の決算報告書

ウ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）写し（発行後 3 箇月以内のもの）

エ 法人税、法人事業税、法人市県民税及び消費税及び地方消費税の納税証明書

7 選定方法

原則として申込みを受理した日の翌月に開催する大府市有料広告掲載等審査委員会において、次の審査基準を基に提案に対する採用の可否、優先交渉権者（※）の決定等について審査・選定を行います。

※ 応募者のうち、パートナーとして適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う法人をいいます。

〔審査基準〕

	評価項目	評価基準
1	応募の趣旨	・本市のネーミングライツの目的に沿っているか
2	愛称等は適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営、行事の実施に支障が生じないか
3	提案金額（年額）	・提案金額（年額）が最高のものを基準とし、2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を用いて算定
4	提案期間	・安定したネーミングライツの運用が図られる期間か
5	パートナーとして適格か	・施設等と応募法人の理念、事業内容がマッチしているか ・地域貢献や支援の実績及び計画があるか ・大府市有料広告掲載基準第6条で制限する掲載基準に該当しないか
合計		

※ 応募者が1者であった場合は、上表審査基準の「1 応募の趣旨」、「2 愛称等は適切か」及び「5 パートナーとして適格か」による評価とし、合計得点が6割以上であることを優先交渉権者として選定する条件とします。

8 愛称の周知

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関等に周知・PRを図ります。

9 留意事項

- (1) 公共施設案内標示板等の色彩やデザインについては事前に都市計画及び道路担当部署と協議する必要があります。また、工作物の規模や高さ、設置状況によっては、愛知県屋外広告物条例、都市公園法及び建築基準法に基づく手続きが別途必要になります。
- (2) 各施設において、パートナーの商品を専売、または他の競合する商品を排除させたい場合は、大府市の施設所管課と協議する必要があります。
- (3) 愛称は、市民にとって、「親しみやすく」「わかりやすく」「呼びやすい」名称とし、読み仮名で30字以内としてください。なお、愛称やデザインに条件を付すことがあります。また、行事のネーミングライツの場合は、正式な行事名が容易に分かる愛称としてください。
- (4) ネーミングライツ制度の詳細については、「大府市有料広告掲載要綱」及び「大府市ネーミングライツ事業取扱要領」をご確認ください。